

千葉市告示 875号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11第1号の規定により告示します。

令和7年10月6日

千葉市長 神谷 俊一

| 特定子ども・子育て支援提供者の名称 | 特定子ども・子育て支援を提供する施設の名称 | 特定子ども・子育て支援を提供する施設の所在地    | 子ども・子育て支援施設等の種類 | 子ども・子育て支援法等で定める基準※1への適合状況 | 確認年月日         |
|-------------------|-----------------------|---------------------------|-----------------|---------------------------|---------------|
| 医療法人社団 CFC        | 一時預かり託児所<br>フレンジィ     | 千葉市花見川区<br>幕張町6-93-3-203B | 認可外保育施設         | 適合（見込み）<br>※2             | 令和7年<br>7月14日 |
| 株式会社バディ<br>企画研究所  | バディスポーツ<br>幼稚園海浜幕張園   | 千葉市美浜区<br>ひび野2-104        | 認可外保育施設         | 適合                        | 令和7年<br>9月1日  |

※1 子ども・子育て支援法施行規則第1条及び認可外保育施設指導監督基準（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添）

※2 「適合（見込み）」とは、当該基準の適合が見込めることを、施設からの提出書類等での確認によるため、指導監査（施設監査及び確認監査）を行っていない状態となります。

そのため、本市において指導監査（施設監査及び確認監査）によって、当該基準を満たしていないことが判明した場合は、子ども・子育て支援法第58条の10の規定に基づき、確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することがあります。